

諮問第 630 号
環水大管発第 2503258 号
令和 7 年 3 月 25 日

中央環境審議会
会長 大塚 直 殿

環境大臣
浅尾 慶一郎

大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて（諮問）

環境基本法（平成 5 年法律第 9 1 号）第 4 1 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて、貴審議会の意見を求める。」

（諮問理由）

我が国では、昭和 48 年にオゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）を光化学オキシダントと定義をして環境基準を定めた。また、平成 21 年には、微小粒子状物質について環境基準を定めた。

近年、これらの大気汚染物質について、健康影響等に係る国内外の科学的知見が蓄積してきている。

環境基準については、環境基本法第 16 条第 3 項において、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないとされているため、大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて、中央環境審議会の意見を求めるものである。

中環審第1370号
令和7年3月28日

中央環境審議会大気・騒音振動部会
部会長 大原 利真 殿

中央環境審議会
会長 大塚 直

大気汚染物質に係る環境基準の見直しについて（付議）

令和7年3月25日付け諮問第630号、環水大管発第2503258号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、大気・騒音振動部会に付議する。